

書類No.		
1	申込書(用紙) は、当センターで配布しています。 正本は正規の申込書(用紙)を使用してください。	
2	ネット地図など、不明瞭なものは不可。 1/1500 「申請地」は敷地配置図と形状を合わせてマークする。	例
3	マイクロ図面申請者と今回申請者が違う場合は必要です。 ただし、水道部へ提出済みの場合は不要。	
3	給水管のみも変更届は必要です。	
4	都市整備区域、準都市整備区域外の申請地は「着工届」を提出。 自己所有地か確認すること。	
5	一年以内に取出しした給水管は写真提出不要ですが、通水確認は必要です。	
6	使用する管種、口径、継手、水栓類、器具類をすべて記入。	青承番号表
7	事前に出した現地のマイクロ図面を添付してください。	
8	マイクロ図面と、配水管工事の取出し口径、管種が相違する場合。	
8	マイクロ図面が不明な場合や残存管の確認。	
8	申請地内に隣地の給水管が布設されている。もしくは隣地から引きこみされている。など、 マイクロ図面と相違した場合。	
9	器具の認証登録証、承認図をセットで添付。	
10	加湿器、スチームオーブン、歯科機器など。	
11	土地所有者の署名捺印が確認できる複写(コピー)書類	
12	隣地所有者の署名捺印が確認できる複写(コピー)書類	
12, 13	給水管を埋設する場合は「埋設占用」の一文必要	
13	私道所有者の署名捺印が確認できる複写(コピー)書類	
13	私道所有者が死亡の場合は、今回の許可者と私道所有者との関係が分かること。 例 相続人・親族・財産管理者	
13	私道所有者が不明または所在不明の場合は、印鑑証明と印鑑証明と同じ印を捺印した誓約書を提出。	
14, 15	私有管(又は給水管)所有者の署名捺印が確認できる複写(コピー)書類	
14, 15	私有管(又は給水管)所有者が死亡の場合は、今回の許可者と管所有者との関係が分かること。 例 相続人・親族・財産管理者	
14, 15	私有管(又は給水管)所有者が不明または所在不明の場合は、印鑑証明と印鑑証明と同じ印を押印した誓約書を提出。	
16	道路占用申請書(表紙) 占用図面。減免書類は不要	
17	掘削許可書の複写(コピー)書類	
18	水理計算を提出する基本 ・ 一戸の建物に2世帯以上の設備がある ・ 隣地と給水管の共用使用している ・ 集合住宅など複数のメーター ・ φ25mm以上のメーター ・ 3階直結水道 ・ その他、水道部が必要とした物件	
19	一般住宅以外の建物で、申請地内の第一止水栓(またはバルブ)直後にメーターを設置しない場合。	
20	既設メーターが複数(4個以上)ある場合は一覧表を提出	